

南島原市森林整備計画変更計画書

計画期間

自	平成23年4月1日
至	平成33年3月31日

平成27年10月13日

長崎県

南島原市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	P. 4
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	P. 7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	P. 7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	P. 9
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の 基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育 の基準	P.11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	P.13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該 区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	P.17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	P.18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	P.19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	

4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ P.21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ P.22
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣による森林被害対策の方法	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ P.23
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4	その他必要な事項	
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ P.24
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	その他必要な事項	

附属参考資料 1, 2
 森林整備計画概要図
 区域計画図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、長崎県島原半島の東南部に位置し、北は雲仙岳、南は有明海、東は島原市、西は雲仙市に接しており、地形は雲仙岳の中腹から裾野にかけて扇状に展開している。

本市の総面積は 16,989ha で、その 35%にあたる 5,891ha が森林であり、このうち 969ha (11.8%) が国有林、5,195ha (88.2%) が民有林である。

近年、木材価格の低迷及び林業重視者の高齢化、後継者の不足等により、経営意欲の減退をもたらし、間伐、保育等の森林の適正な整備が実施されていないのが状況である。

2 森林整備の基本方針

自然環境との共生を目指し、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森林づくりを目指す。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場をして適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基礎施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策等の森林の保護等に関する取り組みを推進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次頁のとおり定める。

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利用施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い地域土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(木材等生産機能)

材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

適切な森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本市の林業労働力の担い手である雲仙森林組合は、現在、保育林業を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分が多く、また、間伐を計画的に推進するためにも、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとする。

また、適切な森林整備を推進するために、森林組合、林研グループ、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署長等関係機関との相互の連携をより一層密にし、講演会等を通じて、林業事業体等への技術指導、林家への啓発普及に努めると共に、国、県等の補助事業を活用することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして合意形成を図り、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市全域	35年	40年	35年	40年	20年

なお、標準伐採期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、巢木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率を行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採の対象とする立木については、1に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、伐採等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。

樹種	施業体系	主伐の時期 (年)
スギ	短伐期	50
	長伐期	70
ヒノキ	短伐期	55
	長伐期	80

(注) 長伐期施業とは標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチョウ、 カヤ、その他有用針葉樹 クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、 ツバキ、その他有用広葉樹	

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中仕立て	2,500 ~ 3,500	
ヒノキ	中仕立て	2,500 ~ 3,500	

注) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定することとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、切株等を利用した簡易な土留め柵を設けた地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	2月～4月初旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき時期

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、長崎県天然更新完了基準により森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	別添の長崎県天然更新完了基準による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	別添の長崎県天然更新完了基準のうち将来高木となりうる広葉樹とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
(1) のとおり	16,000 本/h a

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立するものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うことを定めるものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、長崎県天然更新完了基準の第6に記載のとおりとし、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし。	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回	3回	4回	5回		
スギ	短伐期	2,500~ 3,500	16	21	27	34	42	間伐率は、本数又は材積比で概ね20%とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	原則として、長崎県間伐指針表(短伐期)及び長伐期施業体系(長伐期)のとおり
	長伐期		20	28	36	50			
ヒノキ	短伐期		17	23	30	40			
	長伐期		20	30	42	54			

間伐の実施間隔については、標準伐期齢以上は概ね15年、標準伐期齢未満は概ね10年とする。

保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
下刈	スギ	1	2	2	1	1	1	1	←→	1								植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6~7月頃を目安とする。		
	ヒノキ	1	2	2	1	1	1	1	←→	1										
つる切り	スギ							1	↔	1								下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6~7月頃を目安とする。		
	ヒノキ								1	↔	1									
除伐	スギ											1	↔	1				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は10~3月頃を目安とする。		
	ヒノキ												1	←→	1					
枝打	ヒノキ													1	←→	1	←→	1	病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬~3月上旬頃とする。	

注) 1、2は、実施回数。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うこととする。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに下記のとおりとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市全域	45年	50年	45年	50年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接に関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等とする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能及び文化機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等とする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等とする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進と図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市全域	70年	80年	70年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1により定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2014、2015 3001～3004、3010～3013、3032、3033 4009～4012、4017、4018、4023、4024 5004～5008、5012～5015 6002、6003 7002、7003 林班	2078.36
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14、15 1004～1006 2005、2006、2013、2017 7011～7013 林班	521.63
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	20 1001 (238-1、238-2、323、537-1、 537-2) 林班	23.70
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14、15 2005、2006、2013 3001～3004、3010～3013、3032、3033 4008～4012、4016～4018、4021～4024 5004～5008、5012～5015 6002、6003 7002、7003、7011、7012 林班	2509.25

※ () 内は小班

【別表 2】

施業の方法		森林の区分	面積 (h a)
伐期の延長を推進すべき森林		2014、2015 3001～3004、3010～3013、3032、3033 4009～4012、4017、4018、4023、4024 5004～5008、5012～5015 6002、6003 7002、7003 林班	2078.36
長伐期施業を推進すべき森林		14、15 1004～1006 2005、2006、2013、2017 7011～7013 林班	521.63
す べ き 森 林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	20 1001 (238-1、238-2、323、537-1、 537-2) 林班	23.70
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進 すべき森林			

※ () 内は小班

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし。

(2) その他

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあつては、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する働きかけや施業集約化に向けた長期の施業の受委託等森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備等森林管理の適正化を図るものとする。

- 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
長期の森林施業の受託等を推進することにより、森林経営計画の作成に努めるものとする。
- 4 その他必要な事項
特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画を作成については、森林計画図や GIS 等を活用し、森林施業の共同化が有効であるかを検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ働きかける。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 の 9 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかける。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画作成者が行うよう指導する。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導する。
- ③ 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めるよう指導する。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムは次表のとおりとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	—	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	—	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤード、タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備 考
3001~3004、3010~3013、 3032、3033 4009 林班	434.00			別添 計画概要図	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、長崎県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 森整第 82 号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種 類	(区分)	位 置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面 積	うち前半 5 年分	対 図 番 号	備 考
		なし。							
開設計									
拡張計									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として長崎県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 森整第 82 号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
なし。				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業事業体の経営体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化を図る等、林業事業体の経営体質強化を推進するものとする。特に森林組合にあつては搬出間伐材等林産事業を集約化してさらに推進していくために役職員の経営意識の向上を図るものとする。

(2) 林業従事者の養成・確保

雨天等作業中断時の就労等通年雇用に必要な施設の整備や広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等に努めるものとする。

また、「林業労働力確保支援センター」が林業事業体の要請に基づく委託募集、高性能林業機械の貸付、林業技術者の研修、雇用情報の提供・相談・援助等を実施し、林業技能者の確保を図るものとする。

さらに、地域の森林整備を推進するため、異業種の参入を含めた新たな林業事業体の育成に努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林の人工林は9齢級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないこと等から、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図るものとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造材		プロセッサ	ハーベスタ プロセッサ
集材		グラップル ウインチ 林内作業車	フォワーダ
造林	地拵え 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
保育等	枝打	人力	人力

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

これまで利用されなかった木竹等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより、地域特産品として育成を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次表による。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
なし。							

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除、予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。

特に、マツクイムシ被害対策については松林の果たしている役割、被害の状況等の実態を踏まえ、特別伐倒駆除、伐倒駆除、地上散布、樹幹注入を合理的に組み合わせ、効果的な実施を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除等に向け、地元行政機関、森林組合等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までを行う。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

鳥獣による森林被害は現在のところ所見されないが、農業被害対策と連携した取り組みを行っていく。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等のほか、地域住民に対する防火対策のための普及啓発等を行うものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

南島原市火入れに関する条例（平成 18 年 3 月 31 日、条例第 145 号）に従い実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
なし。	

(2) その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
なし。								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
なし。	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設備

(1) 森林保健施設の整備

特になし。

(2) 立木の期待平均樹高

特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

(ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(イ) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(ウ) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(エ) IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるままとりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地区の名称	林班	区域面積 (ha)
加津佐・口之津・ 南有馬地区	1～20、1001～1006、2001～2021	1566.24
北有馬地区	3001～3033	1091.51
西有家地区	4001～4026	1134.42
有家地区	5001～5016	647.25
布津・深江地区	6001～6004、7001～7013	751.66

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
なし。				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当市においては、平成 22 年 3 月に南島原市バイオマスタウン構想を作成し、広く地域の関係者の連携の下、各種バイオマスの総合的利活用システムの構築を目指している。このうち木質系バイオマスについては、製材残材のほか林地残材や竹等の未利用資源の利活用を拡大し、新たな産業の育成等、構想の具体化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
なし。					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民には、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むために、森林の重要性・森林の生活環境改善に寄与する多面的機能の啓発等を推進する。

また、森林づくりに対するボランティア・緑の少年団の育成等も積極的に推進することとし、植樹等各種イベントへの積極的な参加や、ながさき森林環境税等を活用した活動支援を行う。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

雲仙・ながさ木の家づくりグループの取り組みを支援する。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

以下地域の実態に応じ必要な事項を上げるが、保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

(1) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

「伐採及び伐採後の造林届出制度」、「森林の土地の所有者届出制度」及び「保安林制度」の周知徹底や遵守により、国・県等の関係機関との連携の下、森林の適正な管理に努めることとする。

(3) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

特になし。

(4) 公有林の整備に関する事項

市内の県営林、市営林等の公有林と私有林が効率的な森林施業を行うため、路網配置の選定、作業ポイントや集材土場の設置、施業実施時期、木材の出荷等について調整を図るものとする。

また、本市は現在、人工林を中心に森林を所有しており、人工林については、森林組合・林業事業体へ、保育施業・利用間伐施業等を委託し実施することとし、地域の林業労働力事情を考慮して作業時期が重複することがないように委託時期を他の委託者と調整を図るものとする。

なお、林業労働力確保及び市内での雇用の場創出による地域振興を目的として、新たな林業事業体が受注する機会を設けるものとする。